

平成25年度分の内部通報の概要等

(1) 通報の状況

通報件数	左の通報件数のうち		備考
	受理件数	不受理件数	
3	2	1(※)	※ 法令違反等についての記載がないため不受理

(2) 通報概要及び調査結果

通報概要	調査結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 訴訟事務に係る弁護士との協議に関する文書を作成していないことは、岐阜県公文書規程に定める「文書作成の原則」に違反する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確認的に行った弁護士との口頭による協議について、文書が作成されていなかったとしても、「軽微なものである場合を除き、文書を作成するものとする。」と規定する岐阜県公文書規程に抵触しない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 訴訟事務に係る費用について、何者かによる着服の疑いを、組織的に隠ぺいしようとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 何者かの着服を疑うような事実は存在し得ず、組織的に不正な事実を隠ぺいしようとしている事実も存在し得ない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山小屋衛生監視用務のため出張中、公務とは関係のない箇所まで往復した。 ・ 上記の同行者は、利害関係者に当たる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通報内容の事実が認められた。 (地方公務員法第35条「職務専念義務」違反、及び岐阜県職員倫理規程第4条「利害関係者との接触到当たっての禁止事項」違反) ←関係課において必要な処置を講じた